

[民法・債権法Ⅱ]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実Ⅰ】

1. 令和6年10月1日午後10時頃、A（男性、20歳）は、自転車に乗って駅から帰宅途中、交通整理の行われていない交差点（以下「甲交差点」という。）において、一時停止をすることなく、時速約15kmの速度で漫然と直進した。

B（女性、40歳）は、自己の経営するクリニックから自家用車で帰宅途中、甲交差点に差し掛かった。Bが甲交差点を北から南方向に通過しようとしたところ、ちょうどAも甲交差点を東から西方向に渡ろうとしていた。Bは、連日の勤務による疲労により漫然と運転をしており、前方を注視せず、交差点手前で減速することをしないまま、甲交差点に進入してしまった。

そして、Bの運転する自動車の後方部とAの乗っていた自転車の前輪付近が接触し、Aは、自転車から転倒して側頭部を地面に打ちつけるとともに、意識を失ってしまった（以下、この交通事故を「本件交通事故」という。）。しかし、Bは、Aと接触したことに気付かず、そのまま走り去った。

2. そこに、偶然近くを自家用車で通りかかったC（女性、24歳）は、路上で意識を失っているAを発見した。Cは、Aが意識を失っており、直ちに病院で診療を受けさせる必要があると考えた。

そこで、Cは、Aを自家用車に乗せ、そのまま病院に送り届け、Aの代理人として、Aに無断でD医師との間で診療契約を締結した。なお、当該診療契約に基づく治療費は未だ支払われていない。また、CがAを救護している際に、Cが所持している衣服がAの血で汚れてしまった。

〔設問1〕

【事実Ⅰ】を前提として、Cが、Aの血で汚れた衣服のクリーニング料金を支出した場合におけるその費用について、Cは、Aに対して、どのような請求をすることができるか。また、Aの治療費に関し、Dは、Aに対して、どのような請求をすることができるか。C及びDそれぞれの請求の根拠を挙げ、Aからの反論にも言及しつつ、それぞれの請求が認められるかについて論じなさい。

【事実Ⅱ】

3. 不動産取引業を営んでいるEには、妻がいるほか、行きつけのバーで知り合った愛人Fがいた。しかし、Fは、とある別の起業家と知り合った令和6年5月頃から、Eに対する愛情が薄れてきており、Eは、このことに焦りを覚えていた。そこで、Eは、F

との愛人関係を維持するために、自身の所有する乙土地に丙建物を建築し、これをFに贈与することにした。

4. 同年7月、Eは、建築業者であるGとの間で、丙建物の建築を内容とする請負契約を締結した。Gは、令和7年1月に丙建物を完成させた上でこれをEに引き渡し、Eは、Gに代金全額を支払った。なお、この時点で丙建物につき保存登記はされておらず、未登記のままであった。
5. 同年1月15日、Eは、Fに対して、今後も愛人関係を続けてほしいと懇願するとともに、丙建物を贈与し、乙土地を無償で貸す旨の意思表示をし、Fは、これを受け入れた。Eは、同日からFと丙建物に入居し、以降、現在に至るまで居住を続けている。
6. しかし、同年4月、Fは、Eとの愛人関係に愛想を尽かし、E及びFは、愛人関係を解消した。
7. Eは、Fとの愛人関係を解消したのだからこれ以上Fを丙建物に住ませる理由はないと考え、丙建物をどうにかしようと考えていたところ、Fの友人であるHが新しい建物の購入を考えていることを知った。そこで、Eは、令和7年5月1日、丙建物につき自己名義での保存登記を行ったうえで、Fが海外旅行中で不在なのを見計らって、合鍵を使用して丙建物に入り、Hに丙建物の内装や外観について説明した。Hは、丙建物内部に誰かが現に居住している様子であることが気になったが、これについてEは、自己名義の登記事項証明書を示しつつ、「ここには元々俺の愛人が住んでいたが、もう愛人ではなくなったのでそのうち出て行く。」と述べた。同月15日、Eの発言を信じたHは丙建物を買受けることを決意し、Eとの間で丙建物につき売買契約を、乙土地について賃貸借契約を締結した上、同日、丙建物につきEからHへの所有権移転登記がなされた。
8. 同年6月、Hは、旅行から帰ってきたFに対し、丙建物から退去するよう求めた。Hは、Fとの話し合いの中で、【事実II】3から6までの事情を知った。

〔設問2〕

【事実II】を前提として、Hは、Fに対し、所有権に基づき、丙建物の明渡しを求める訴訟を提起した。HのFに対する請求が認められるかどうかにつき、Fからの反論及びHからの再反論にも言及しつつ、それぞれの請求が認められるかについて論じなさい。



表

試験科目	受験番号	フリガナ	
債権法Ⅱ		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：弁護士 向田光佑
 質問：kosuke.mukoda@inaba-law.jp
 2025.2.16実施 予備試験答案練習会 債権法Ⅱ

債権法Ⅱ 1 頁

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

債権法Ⅱ 2 頁

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法的答案用紙です。

行政法的答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 向田光佑

質問：kosuke.mukoda@inaba-law.jp

2025.2.16実施 予備試験答案練習会 債権法Ⅱ

債権法Ⅱ 3 頁

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

債権法Ⅱ 4 頁

参考答案
〔民法・債権法Ⅱ〕

第1 設問1

1 Cの請求について

(1) 本件交通事故の現場に偶然通りかかったCは、意識を失っているAの治療を受けさせるため、AをDのもとに運んでいるので、「義務なく他人のために事務の管理を始めた」（民法（以下略）697条1項）といえ、事務管理が成立する。そこで、Cは、Aに対し、702条1項の有益費償還請求権を根拠に、衣服のクリーニング料金を請求すると考えられる。これに対し、Aは、衣服のクリーニング料金は損害に当たるものであり、「有益な費用」（同項）とはいえず、同料金の償還請求はできないと反論することが考えられる。

ア この点について、「有益な費用」とは、本人の利益になる費用をいう。そして、事務管理の相互扶助の精神に基づき、「有益な費用」には、事務管理に当たって当然発生が予想される損害を含むと考える。

イ 本件において、負傷したAを運べば衣服が血で汚れることは当然予想されるため、衣服のクリーニング料金も「有益な費用」にあたる。

(2) したがって、Aの反論は認められず、Cは上記請求をすることができる。

2 Dの請求について

(1) CがAの代理人として、Dとの間で準委任契約（656条）た

る診療契約を締結しているため、Dは、Aに対し、同条・648条1項を根拠に、治療費を請求することが考えられる。これに対し、Aは、事務管理によって代理権は発生せず、CDの行為は無権代理行為（113条1項）となり、当該診療契約の効果はAに帰属しないと反論すると考えられる。

ア この点、事務管理は対内関係の規定にすぎず、対外的に代理権は発生しない。そのため、Cの行為は無権代理行為であり、当該診療契約の効果は原則としてAに帰属しない。

イ もっとも、Aは頭部を負傷し意識不明だったのであり、Aの立場なら誰もが病院での治療を望むと客観的に認められる以上、Aの黙示の追認（122条）が認められるといえる。そのため、上記診療契約の効果がAに帰属する。

(2) したがって、Aの反論は認められず、Dは上記請求をすることができる。

第2 設問2

1 丙建物に居住することで占有しているFに対する丙建物の所有権に基づく返還請求権としての丙建物明渡請求が認められるためには、Hが丙建物を所有している必要がある。

2 まず、Hは、令和7年5月15日、Eから丙建物を購入しており、丙建物はHの所有といえるとも思える。しかし、同年1月にEがFに対し丙建物を贈与（549条）し、引き渡していることから、Fは、HがEから丙建物を購入した時点でEは無権利

者であり、Hは丙建物の所有権を取得し得ないと反論することが考えられる。これに対し、Hは、E・F間の贈与契約は、愛人関係を維持するための契約であり、公序良俗（90条）に反し無効であると再反論することが考えられる。

(1) 本件では、Eは、Fとの間で贈与契約を締結しているが、その動機はE・F間の愛人関係を維持することにあり、人倫に反するものである。

したがって、かかる贈与契約は公序良俗に反し無効である。

(2) もっとも、EからFへの引渡しは不法原因給付（708条本文）にあたり、その結果丙建物の所有権がFに帰属しないか。

ア まず、EからFへの丙建物の引渡しは、前述の通り、愛人関係の維持という公序良俗に反する動機に基づく贈与契約の履行として行われており、「不法な原因のために」（同条本文）されたものといえる。また、「給付」（同条本文）は終局的な利益の移転であることを要するところ、未登記の建物については引渡しにより終局的な利益の移転があったものといえるから、Eの上記引渡しにより「給付」が認められる。

イ そして、反社会的行為に国家が助力しないとの同条本文の趣旨は、物権的返還請求権にも妥当するため、同条本文の類推適用により、給付者による物権的返還請求権の行使も否定され、その反射的効果として、給付に係る物の所有権は受益者に帰属するものと考えられる。

ウ したがって、EのFに対する丙建物の引渡しにより、丙建物の所有権はFに帰属する。

3 もっとも、本件では、Fに丙建物が引き渡された後に、Eが丙建物について自己名義の保存登記をした上で、Hに対して丙建物を売却し、Hは所有権移転登記を具備している。そこで、Hによる対抗要件の具備により、Hが確定的に丙建物の所有権を取得しないか。

(1) この点、前述のように、受益者に給付物の所有権が帰属するのは、給付者の返還請求権が否定されたことの反射的効果であって、給付者から承継取得するわけではない。しかし、給付者を起点に、受益者と譲受人が給付物の所有権の帰属を争う点は二重譲渡に類似するものといえる。そこで、受益者と譲受人は、177条類推適用により対抗関係に立ち、登記を具備しない限り相手方に対し所有権取得を対抗できないと考える。

(2) したがって、E・H間の売買により所有権移転登記を具備したHは、丙建物の所有権を確定的に取得したといえる。

4 また、Hは、丙建物を買い受けるにあたり、E名義の登記事項証明書を確認し、Fが愛人関係の解消によりいずれ丙建物を退去すると説明を受け、これを信じている。そのため、FはEのFに対する丙建物の給付につき背信的悪意者にも該当しない。

5 よって、Hの上記請求は認められる。 以上

民法・債権法Ⅱ 解説レジュメ

1. 総論

〔民法の答案の書き方〕

- ① 当事者の生の主張を考える。
→当事者は何をしたいのか（お金を払ってほしいのか、土地を返してほしいのか etc.）
- ② 次に、生の主張を法的構成という形にする。
→「〇〇権に基づく××請求」という形で表される（e.g.所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権）。
- ③ ②で挙げた法的構成が認められるための要件を検討する（所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権の場合は、当該土地の①原告所有、②被告占有）。
- ④ ③で挙げた要件が充足されるか否かを検討する。この検討の中で問題によって様々な論点が出現する。

2. 〔設問1〕について

(1) 出題意図

事務管理（697条）は、予備試験では令和2年にサブ的に出題されているものの（事務管理者が本人の代理人として行った法律行為の効果の論点）、事務管理に基づく請求が正面から分かりやすく問われたことはない。もっとも、令和6年予備試験では、銀行振込による「不当利得」の論点が問われており、事務管理についても今後予備試験において正面から問われる可能性は高いと思われる。

Cの請求及びDの請求は、有名予備校等のテキスト等には記載されている論点であり、合格者の一定数が一通り論点を拾うことができると思われる。もっとも、メジャーな論点ではなく、正確にロジックを暗記している受験生は少ないかと思われるので、設問の要求のとおり、「請求の根拠を挙げる」「Aの反論に言及しつつ論じる」ことができている、最終的に妥当な結論を導くことができているならば、高い評価が得られる。

(2) 本問の概要（時系列）

- ① AとBが甲交差点で衝突事故を起こし（本件交通事故）、Aがその場で意識を失ったが、Bはそのまま走り去った。
- ② 甲交差点を通りかかったCがAを救護。自家用車にAを乗せ、D医師のいる病院へ搬送させる。救護時にCの衣服がAの血で汚れる。
- ③ 病院到着後、Cは、Aに無断でD医師との間で診療契約を締結。

(3) Cの請求

ア 請求を立てる流れ

Cは、Aを救護している際にAの血で汚れた衣服のクリーニング代を支出しているため、これらの代金をAに請求したい（生の主張は、「金をよこせ。」）。

上記生の主張を法的構成に落とし込みたいが、Cは偶然甲交差点を通りかかっただけであり、CとAの間には、契約関係（準委任契約など）は存在しない。そのため、契約に基づく代金請求は不可。

そこで、考えられる法的構成としては、事務管理が成立していることによる管理者の費用償還請求（702条1項）が挙げられる。事務管理が成立するための要件は、①「義務なく他人のために事務の管理を始めた者」（697条1項）であり、左記要件に該当する者が②「本人のために有益な費用を支出した」（702条1項）ことによって、費用償還請求権が成立する。そのため、上記①及び②が本件で充足するのかを検討する。

イ Cの請求の検討

(ア) ①「義務なく他人のために事務の管理を始めた者」（697条）

Cは、意識を失っているAに治療を受けさせるため、AをDのもとに運んでいるので、「義務なく他人のために事務の管理を始めた」（697条1項）といえ、要件①は問題なく充足する。

(イ) ②「本人のために有益な費用を支出した」（702条1項）

Cが支出した衣服のクリーニング代が「有益な費用」といえるか。Aとしては、「有益な費用」にあたらないと反論することが考えられる。

【論点】

・他人の事務を管理する者が、管理するに際して損害を受けたとき、かかる損害を「有益な費用」（702条）として本人に請求できるか。

肯定説：事務管理の相互扶助の精神に基づいて、「有益な費用」を広く解釈することで、損害を有益費として請求できる。

否定説：702条2項は650条2項を準用しつつも、委任契約の損害について定めた規定である同条3項を準用していないから、事務管理においては損害を本人に請求できないと考える。

(※学説としては定まったものがあるわけではなく、上記のとおり肯定説と否定説が存在するため、どちらの立場に立っても、説得的に論じられていれば足りる。)

（肯定説に立つ場合）

本件においては、負傷した A を救護すれば衣服が血で汚れることは当然発生が予期されるものといえるため、衣服のクリーニング代は「有益な費用」にあたり、とあてはめることになるとと思われる。

（否定説に立つ場合）

「有益な費用」には該当しないこととなるため、702条1項に基づく請求は認められないが、650条3項を類推適用して請求を認めるなどの方法が考えられる。

(4) D の請求

ア 請求を立てる流れ

D は、A を診察しているので、治療費を請求したい（生の主張は「金をよこせ。」）。法的構成としては、C・D 間で締結された診療契約をもとに、A に対し治療費を請求することが考えられる。診察契約は、典型契約のうち、準委任契約（656条）に該当するため、648条1項を根拠に治療費を請求することが考えられる。本件においては、C が A に無断で診療契約を締結しているという事情があるため、当該診療契約が無権代理にあたり、効果が A に帰属しないと反論が考えられる。

イ D の請求の検討

【論点】

・事務管理として法律行為がなされた場合、その効果が直接本人に帰属するか。

結論：帰属しない（判例）。

理由：事務管理は対内関係の規定に過ぎず、対外的に代理権は発生しないため。

【判例】最判昭 36.11.30

「事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂うのであって、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他の別個の法律関係が伴うことを必要とする。」

上記のとおり、判例の結論に従うと、C・D 間の診療契約の効果は A に帰属しないこととなる。もっとも、上記のとおり事務管理としての法律行為の効果が本人に帰属しないとなると、D は治療費を A に請求できないこととなるが、この結論は具体的妥当性に疑問を感じるはずである。

そこで、例外的に A に効果帰属するための法的構成を検討すべきである。参考答案においては、黙示の追認を認定している。そのほかにも、①表見代理の成立や②信義

則上の追認義務を認めたり、③追認拒絶を権利の濫用として認めないことが考えられる。例外の法律構成については、特段判例があるところではないため、説得的に書いていけばどのようないづれの構成を採っても構わないところかと思われる。

なお、原則通り A に効果帰属しないとの結論を貫くことも考えられなくはないが、その場合は A への効果帰属を肯定する法的構成に言及し、そのような法的構成を採らない理由を具体的・説得的に論じることが求められる。

3. 〔設問 2〕について

(1) 出題意図

本問は、最大判昭和 45 年 10 月 21 日の判例（百選掲載判例）を題材にした、不法原因給付（708 条）を中心とする問題である。不法原因給付は、事務管理と同様、予備試験において正面から問われたことは無く、今後の出題が予想される分野の 1 つといえる。本問をきっかけに理解が進んでいるかを確認してほしい。また、本問は、一般的な価値観では愛人 F に所有権が帰属し H の請求が認められないとなると不合理な結論になるのではないかという観点に着目してほしいところであり、当事者間の公平や不合理性にも着目した結論を導けるか否かが重要となる。設問の要求のとおり、「の反論に言及しつつ論じる」ことができおり、最終的に妥当な結論を導くことができれば、高い評価が得られる。

(2) 本問の事案

令和 6 年 5 月頃	E が愛人 F のために、乙土地上に丙建物を建てて丙建物を F に贈与することを決意。
令和 7 年 1 月 15 日	丙建物完成。E→F 丙建物贈与。但し丙建物は未登記。
令和 7 年 4 月	E 及び F は、愛人関係を解消。
令和 7 年 5 月 1 日	E は丙建物を保存登記を行った上で、F の旅行中に H に丙建物を内見させ、H に丙建物の売買を持ちかける。その際 H は E 名義の登記事項証明書を確認し、丙建物に居住している F がそのうち退去すると誤信。
令和 7 年 5 月 15 日	E・H 間で丙建物の売買契約を締結。
令和 7 年 6 月	F が旅行から帰宅。H が F に退去を求める。

(3) 請求を立てる流れ

H は、F に対し、丙建物を明け渡すよう求めている。生の主張は「物（建物）を返せ。」であり、これを法的構成に落とし込むと 所有権に基づく返還請求権としての建物明渡請求となるが、本問では、〔設問 2〕に請求根拠が書かれているため、これに沿った請求を定立すればよい。

上記請求が認められるための要件は、対象となる建物の①原告所有、②被告占有だが、②については、被告となる F が丙建物を占有していることは明らかであるため、軽く認定すれば足りる。問題は、①要件であり、丙建物が H の所有といえるか否かである。

問題文に記載のあるとおり、H は E から丙建物を購入している。しかし、かかる売買の前に、E は丙建物を F に贈与してしまっている。そのため、F は、「E・H 間の売買時点で既に E は丙建物の所有者ではなく、無権利者からの売買であるため無効である。」と反論することが考えられる。これに対し、H は、「E・F 間の贈与が愛人関係維持を動機とするものであるため、公序良俗違反として無効となる。」と再反論することが考えられる。

そこで、以下 H の再反論が認められるかについて検討していく。

(4) 不法原因給付（708条本文）

ア E・F 間の贈与は公序良俗違反（90条）か？

→E・F 間の贈与は、愛人関係の維持を目的としたものであり、人倫に反するものとして問題なく公序良俗違反に該当する。90条違反の場合の効果は「無効」であるため、E・F 間の贈与契約は無効となる。

イ E・F 間の贈与が公序良俗違反として無効となった場合の効果（708条本文）

→E・F 間の贈与が公序良俗違反として無効になるとしても、E から F への丙建物の引渡しは不法原因給付（708条本文）に該当すれば、その効果として、給付者である E が丙建物の返還請求ができない結果、丙建物の所有権が F に帰属するのではないか。

※上記論点を論じる前提として、E・F 間の贈与による丙建物の引渡しは不法原因給付に該当することを認定する必要がある。

・「不法な原因のために」（同条本文）とは、公序良俗違反によりなされた取引も含む。また、「給付」（同条本文）とは、相手方に終局的な利益を移転させた場合をいい、未登記建物の場合は引渡しをもって「給付」にあたるというのが判例である。

・E・F 間の贈与契約は愛人関係維持目的という公序良俗違反によりなされ、F への引渡しもされているため、「不法な原因のために」、「給付」されたといえ、708条本文の要件を満たし、不法原因給付にあたる。

【論点①】

不法原因給付の場合、(不当利得に基づく返還請求権は否定されるが、)所有権に基づいて給付物の返還請求を行うことができるか。

結論：708条本文の要件を満たす場合には、給付者は、不当利得の返還請求のみならず所有権に基づく返還請求をすることもできないとするのが判例・通説。

理由：708条は、みずから反社会的な行為をした者に対して、その行為の結果の復旧を訴求することを許さない趣旨を規定したものと認められるから、給付者は、不当利得に基づく返還請求をすることが許されないばかりでなく、目的物の所有権が自己にあることを理由として、給付した物の返還を請求することも許されないというべき。

【論点②】

論点①で給付者による所有権に基づく返還請求ができないとした場合、目的物の所有権の帰すうはどうなるか。

結論：708条本文により、給付者が受益者に返還請求できなくなることの反射的效果として、所有権は受益者に帰属するとするのが判例。

理由：708条本文によって給付者による返還請求が拒まれることによって、受益者は利益を返還することを要しないと法律上判断される。その結果として、給付物の使用収益権能すなわち所有権も受益者に帰属する。

(※なお、判例とは異なり、あくまで所有権は給付者に帰属し、給付者の所有権に基づく返還請求が否定される一方で、受益者についても移転登記請求ができず、「両すくみ」の状態になるという学説も存在する。)

【判例（最大判昭45.10.21）】

Xは、Yとの不倫関係を維持継続させるため、本件建物を未登記のままYに贈与し、これを引き渡した。その後、両者の関係は不和となり、Xは本件建物の所有権が自己にあるとして建物明渡請求等を求める本訴をYに対して提起した。Xは訴訟を有利に導くため、本訴係属中に本件建物につき自己名義の保存登記を経由した。そこでYは、贈与により本件建物の所有権を取得したとして、真正の所有者として所有権移転登記手続を請求する反訴を提起した。かかる事案につき、最高裁は、以下のように判示した。

未登記建物につき引渡しは708条本文の「給付」に当たるかについて、「右贈与は公序良俗に反し無効であり、また、右建物の引渡しは不法の原因に基づくものというのを相当とするのみならず、本件贈与の目的である建物は未登記のものであって、

その引渡しにより贈与者の債務は履行を完了したものと解されるから、右引渡しが民法708条本文にいわゆる給付に当たる旨の原審の……判断も、正当として是認することができる」。

不法原因給付に該当する場合に、所有権に基づく返還請求がなし得るか、また、本件建物の所有権の帰属について、「右贈与が無効であり、したがって、右贈与による所有権の移転は認められない場合であっても、Xがした当該贈与に基づく履行行為が民法708条本文にいわゆる不法原因給付に当たるときは、本件建物の所有権はYに帰属するに至ったものと解するのが相当である。けだし、同条は、みづから反社会的な行為をした者に対しては、その行為の結果の復旧を訴求することを許さない趣旨を規定したものと認められるから、給付者は、不当利得に基づく返還請求をすることが許されないばかりでなく、目的物の所有権が自己にあることを理由として、給付した物の返還を請求することも許されない筋合であるというべきである。かように、贈与者において給付した物の返還を請求できなくなったときは、その反射的效果として、目的物の所有権は贈与者の手を離れて受贈者に帰属するにいたったものと解するのが、最も事柄の実質に適合し、かつ、法律関係を明確ならしめる所以と考えられるからである」。

Yによる所有権移転登記請求の可否について、「右登記は、Xが本件建物の所有権を有しないにもかかわらず、Yらに対する右建物の明渡請求訴訟を自己に有利に導くため経由したもので、もともと実体関係に符合しない無効な登記といわなければならないが、本件においては他にこれを有効と解すべき事情はない。そして、前述のように、不法原因給付の効果として本件未登記建物の所有権がYに帰属したことが認められる以上、YがXに対しての所有権に基づいて右所有権保存登記の抹消登記手続を求めることは、不動産物権に関する法制の建前からいって許されるものと解すべきであってこれを拒否すべき理由は何ら存しない。そうとすれば、本件不動産の権利関係を実体に符合させるため、Yが右保存登記の抹消を得たうえ、改めて自己の名で保存登記手続をすることに代え、Xに対し所有権移転登記手続を求める本件反訴請求は、正当として認容すべきものである」。

→上記論点について、判例と同様の結論を採った場合、不法原因給付に該当するE・F間の贈与による丙建物の引渡しにより、丙建物の所有権はFに帰属し、Hの返還請求は認められないという結論になる。

(5) 不法原因給付の受益者と給付者からの譲受人との関係（Hを保護する理論構成）

もっとも、(4)で判例通りの結論を導くと、愛人関係維持のために丙建物の贈与を受けたFが保護されることとなり、丙建物をEから正当に買い受けたものと誤信したHが保護されない結果となる。そこで、Hを保護する理論構成の定立が求められる。以下では、例示として2つの理論構成を挙げている。なお、参考答案では177条類推適用の考え方で論述している。どのような理論構成であっても、それが説得的であれば高く評価される。また、Hを保護する必要が無く、上記(4)の結論のままよいと考えるのであれば、それ相応の説得的な理由付けが求められる。

理論構成① 177条類推適用

結論：Hと、不法原因給付の受益者Fの関係は、対抗関係の有無により優劣を決する。

理由：この場合のHとFの関係は、Eを起点とした二重譲渡類似の関係ととらえることができるため。

・177条類推適用の理論構成による場合のあてはめ

→EからHへの所有権移転登記がなされていることを指摘し、Hが確定的に所有権を取得したことを認定することとなる。

また、通常二重譲渡の場合と同様、背信的悪意者にあたる場合には177条の権利を主張できる「第三者」にあたらぬとして排除する考え方があるため、係る考え方に従い、Hの背信的悪意者該当性について論じることも考えられる（あくまで加点事由）。

理論構成② 94条2項類推適用

結論：EからFへの譲渡により、Eは無権利者となり、Hは無権利者から丙建物の譲渡を受けたのであるから、94条2項類推適用により、所定の要件を満たすことで保護される。

理由：94条2項の趣旨は、虚偽の外観を作り出した本人の犠牲の下に、かかる外観を信頼した第三者を保護する点にあり、本件においてかかる趣旨が妥当する。

・94条2項類推適用の理論構成による場合のあてはめ

①虚偽の外観

→E名義の所有権保存登記が存在するという虚偽の外観が有ることは明らか。

②本人の帰責性

→真の権利者であるFが未登記のまま放置したことについて帰責性があるのかについて、Eから給付を受けた令和7年1月15日から同年5月15日のE・H間売買まで4ヶ月間未登記状態を放置している点を踏まえ、評価することが求め

られる。

③第三者の正当な信頼

→Hは、E名義の登記を確認し、Aから虚偽の説明を受け、それを信じた一方で、Fが居住している様子がある点も認識している点など踏まえ、第三者としての正当な信頼があるか否かを評価することが求められる。

4. 参考文献

- ・大島 完全講義民事裁判実務の基礎（第3版）上巻
- ・橋本ほか LEGAL QUEST 民法V 事務管理・不当利得・不法行為（第2版）
- ・民法判例百選Ⅱ（第8版）[21][22][96]
- ・藤岡ほか 民法Ⅳ—債権各論（第4版）
- ・潮見 民法（全）（第2版）

民法・債権法Ⅱ 採点講評

1. 答案全体について

- ・三段論法に沿ってわかりやすく答案を作成している答案が多かったです。
- ・もっとも、設問2の構成で混乱したのか、あるいは時間がなかったのか、三段論法を崩していきなりあてはめから始めたり、規範とあてはめが一緒になってしまいわかりにくい論述となっているものも多かったです。
- ・もちろん論点や時間との兼ね合いによって三段論法を崩した方が良いところ、崩さざるを得ないところではありますが、採点において三段論法について指摘された答案については、今後三段論法を原則とした書き方ができるよう演習を積んでいただければと思います。

2. 設問1について

(1) Cの請求

- ・多くの答案が702条1項の費用償還請求を請求根拠として論じることができていました。
- ・事務管理該当性について、CがAを救助するというのは、事務管理の典型的な場面であり、大々的に条文から要件を立てて論じる必要はありませんが、10行以上もつかって大々的に論じている答案もありました。
- ・「有益な費用」（702条1項）該当性について、半数近くの答案が、今回のクリーニング代についても「事務管理において通常想定される損害」といったような書きぶりで「有益な費用」にあたるしており、勉強が進んでいることがうかがえました。

(2) Dの請求

- ・請求根拠について、多くの答案が診療契約に基づく請求と位置づけることができていました。もっとも、診療契約が「委任契約」であるとしたり、「診療契約の損害賠償請求」とする答案もありました。法的に診療契約は「準委任契約」に位置づけられるものであり、今回の請求は損害賠償請求ではなく報酬請求ということになるかと思しますので、よく復習しておいてください。
- ・診療契約をAに帰属させることの前提として、多くの答案が本件診療契約を無権代理であると論じられていました。
- ・診療契約をAに帰属させるための論拠については、あまり見たことのない論点かと思いますが、多くの答案が現場レベルで信義則や追認義務を肯定するなどして診療契約をAに帰属させる結論を導けていました。

3. 設問2について

- ・本問はまず、請求根拠である所有権に基づく返還請求が認められるか否かについて、①H所有、②F占有が要件となりますが、②F占有についての認定が欠けている答案が多くあり

ました。一言でよいので認定するようにしてください。

・多くの答案が問題文の指示である「反論」「再反論」を提示することに従おうとしていましたが、その段階で本問の論点である公序良俗違反、不法原因給付、二重譲渡類似関係について、反論と再反論どちらに位置づけるかで迷いが生じている答案が多い印象でした。

・公序良俗違反の点に触れられていない答案が多く、「愛人関係維持」といった公序良俗違反の典型例が出題されていますのでどこかしらで触れたかったところです。

・不法原因給付については、Fに終局的に利益が移転していることとの関係で丙建物が未登記建物であるという事情を使うことが求められます。

・本問の論点を網羅的に順序立てて論じられている答案は少なかったため、レジュメや参考答案で復習しておいてください。